

04	京都大学大学院医学研究科・医学部及び医学部附属病院 医の倫理委員会 作業手順書	2012年12月10日発効 2015年2月9日改訂承認 (2015年4月1日施行) 2015年12月1日改訂 2021年6月30日一部改訂
医の倫理委員会委員及び事務局員への教育研修		

1. 医の倫理委員会委員及び事務局員に対する教育研修を年1回以上実施する。教育研修は講習会又はe-learningによるものとする。
2. 医の倫理委員会委員及び事務局員に対する教育研修の内容としては、研究に関する倫理指針及び関連する倫理原則、その他、研究に関する研究機関内の諸規程及び手順、個人情報保護の保護、利益相反等を含むものとする。
3. 医の倫理委員会委員及び事務局員は、上記教育研修を年1回以上受講する。
4. 前項の規定により受講した者については、受講記録を医の倫理委員会事務局において作成し、これを管理する。

附則

本手順書は、2015年4月1日より施行する。
医の倫理委員会承認日：2015年2月9日

附則

本手順書は、2015年12月1日より施行する。
医の倫理委員会承認日：2015年12月1日

附則

本手順書は、2021年6月30日より施行する。
医の倫理委員会承認日：2021年6月14日